入　札　説　明　書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）調達物品の名称及び数量

凍結防止剤（塩化カルシウム500kg袋）

購入予定数量は、別添令和５年度凍結防止剤（塩化カルシウム 500kg）購入仕様書（以下「仕様書」という。）による。

（２）調達物品の仕様

仕様書による。

（３）納入期間

契約締結日から令和６年３月31日（日）まで

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）　政令第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　令和３年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が工事用材料類の諸材料に登録されている者であること。

（３）　本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（５）本件調達公告に示した物品を発注者が指定する期限までに納入することができる者であること。

３　契約担当部局

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課

４　入札手続等

（１）入札の手続に関する担当部局

〒689-4503　日野郡日野町根雨140-1

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課

電　話　0859-72-2047

ＦＡＸ　0859-72-2092

電子メール　hino_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp

（２）入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和５年10月20日（金）から同年10月31日（火）までの間にインターネットのホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/299902.htm）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和５年10月20日（金）から同年10月31日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

イ　交付場所

（１）に同じ。

（３）入札及び開札の日時及び場所
ア　日時
令和５年11月７日（火）午前11時　即時開札
イ　場所
鳥取県西部総合事務所日野振興センター会議室棟　中会議室兼入札室
（４）　郵便等による入札
不可

5　入札に関する問合せの取扱い
（１）疑義の受付
本件入札に関しての質問は、質問書（様式第２号）を作成し、電子メールにより４の（１）の場所に令和５年10月25日（水）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。
（２）疑義に対する回答
（１）の質問に対する回答については、令和５年 10 月 27 日（金）までにインターネットのホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/299902.htm）によりまとめて閲覧に供する。

6　入札参加者に要求される事項
（１）　本件入札に参加を希望する者にあっては、７の事前提出物を作成の上、郵便等又は持参により４の（１）の場所に令和５年10月31日（火）までに提出すること。
（２）入札者は、（１）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
（３）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
（４）提出された事前提出物は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7　事前提出物
事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各１部とする。
（１）入札参加資格確認書（様式第１号）
（２）２の（４）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その１）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

8　資格審査について
（１）　６の（１）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和５年 11 月１日（水）までに通知する。
（２）（１）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和５年 11 月２日（木）正午までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
（３）（２）により説明を求められた場合、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長は、説明を求めた者に対して令和５年11月６日（月）までに書面により回答する。

9　入札条件
（１）入札は紙入札により行うものとし、別添入札書（様式第５号）を使用すること。
（２）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
（３）この調達は単価契約であり、入札書に記載する金額は、１（１）の物品の納入に係る１袋当たりの単価（以下「入札価格」という。）とする。
なお、契約にあたっては、入札価格をもって契約金額とし、代金の請求に当たっては、契約金額に実購入数量を乗じて得た額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及

び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110 分の 10 を乗じて得た金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）入札書（様式第５号）及び委任状（様式第３号）の宛名は「鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長　吉岡　佐知子」とすること。

（５）入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（６）再度入札は２回とする。（初度入札を含めて３回とする。）

（７） 再度入札において、前回の最低入札価格以上の入札価格を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

（８）入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

（９） 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に購入予定数量を乗じて得た金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「支払予定総額」という。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11　入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

（１）本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

（２）入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

（３）他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者のした入札

（４）委任状のない代理人のした入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

（５）入札に際し、不正の行為があった者のした入札

（６）入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

（７）入札書を鉛筆で記載した入札

（８）政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12　落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第１２７条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13　契約書作成の要否

要

14　手続における交渉の有無

無

15 専属的合意管轄裁判所

本件調達に関する訴えについては、鳥取県日野郡日野町を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成８年法律第 109 号）第６条第１項に規定する場合については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

16　その他

（1） 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

（2） 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

（3） 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

（4） 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定総額の 10 分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（5） 10 の(２)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の決定を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第４号）を、４の(１)の場所に提出すること。